

財 政 指 標

(単位：千円，%)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1. 財政力指数	0.415 (0.422)	0.414 (0.403)	0.406 (0.393)
2. 公債費比率	13.3	11.5	9.9
3. 実質公債費比率	10.2 (9.7)	9.3 (8.1)	8.3 (7.3)
4. 起債制限比率	8.9 (8.3)	8.1 (6.8)	7.1 (6.0)
5. 経常収支比率	89.8	88.1	86.9
6. 町民一人当たり町債残高	300	283	275

()は単年度指数

1. 財政力指数

町の財政力を示す指標として「財政力指数」が用いられますが、この指数は「1」に近く、また「1」を超えるほど財政力が強いといわれます。

2. 公債費比率

公債費負担の程度を示す指標として「公債費比率」が用いられます。

これは、地方債の元利償還金に充てられた一般財源が標準財政規模に対しどの程度の割合を占めているかを表す比率であります。この比率が高いということは、それだけ建設事業費等の政策的経費に充てる一般財源が少ないことを意味し、通常、財政構造の健全性がおびやかされないためには、この比率が10%を超えないことが望ましいとされています。

3. 実質公債費比率

地方債発行の原則自由化に伴い、自治体の財政健全度を示す新たな指標として創設されました。

これは、地方債の発行が「許可制」から「協議制」に移行した事に伴い、現行の起債制限比率について一定の見直しを行い「より実態に近づけた指標」として導入され、この比率が一定率(過去3ヵ年間の平均が18%)を超えた団体は、地方債の許可が必要になります。

4. 起債制限比率

地方債の許可制限に係る指標として「起債制限比率」が用いられます。

これは、地方債の許可制方針に規定されたもので、この比率が一定率(過去3ヵ年間の平均が20%)以上の団体は、地方債が制限されます。

なお、地方債発行の変更に伴い、「実質公債費比率」が用いられるようになりました。

5. 経常収支比率

町の財政構造の弾力性を示す指標として、一般的に「経常収支比率」が用いられています。

これは、地方税や普通交付税など毎年経常的に収入される一般財源(経常一般財源)が、経常的な人件費、公債費などにどの程度消費されたかを表す比率で、この経常収支比率が低いほど建設事業などの臨時的経費に充当できる一般財源が豊かで財政構造が弾力的に富んでいることを示しています。

6. 町民一人当たり町債残高

5,319,083千円(平成21年度末町債残高) ÷ 19,314人(平成22年3月31日住民基本台帳人口)
= 275千円 (町民一人当たりの町債残高)